



シンボルマーク

公益社団法人  
高山市シルバー人材センター会報

# こだま

第 58 号

令和 4 年 新年号



写真クラブ 水口武彦氏 提供

## 主な内容

- ◇ 理事長ごあいさつ
- ◇ 互助会行事
- ◇ 会員のひろば
- ◇ 「私のスナップ」  
シルバー写真クラブ
- ◇ 事務局のお知らせ



会員数 **721** 名

男性 487 名 女性 234 名

[令和 3 年 12 月 31 日現在]

公益社団法人 高山市シルバー人材センター  
高山市森下町 1 丁目 2 0 8  
電話 (0577) 32 - 8090  
FAX (0577) 32 - 8409  
E-mail:takayama-silva@r4.dion.ne.jp

## ご挨拶



理事長 梶井 正美

配となりましたが、新しく発足した岸田内閣は、去る十一月二日に本年も第六波が襲来することを予想して早々に総合対策の全体像を決定いたしました。

本年もこのような状況で新年を迎えましたが、本年もよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス第六波総合対策は、第五波のピーク時の事態を想定して入院患者の病床数や臨時医療施設等の医療体制の強化、治療薬の確保、ワクチンの三回目接種、ワクチン接種証明書のデジタル化等の対策が講じられていますので、その成果を期待し、どうしても本年の早い時期に新型コロナウイルスの収束を願うものであります。

今回の新型コロナウイルス禍においては、私たちは社会や経済面で大きな変貌を経験しました。

外国人の入国一時停止により観光関連業は壊滅状態になり、飲食店の時短や酒の販売停止になるなどで個人消費は落ち込み、各企業のコロナ解雇（特に非正規労働者中心）、非製造業の倒産や廃業、経営回復の遅れ等が生じ、また、従来の働き方も多様化し、週休三日制やテレワークによる在宅勤務制などが行われるようになったほか、勤務者の退職年齢は、企業では七十歳又は定年廃止、公務員や教職員は六十五歳（最終は令和十四年）に引き上げられました。

私たちのシルバー人材センターもコロナ禍の影響を受けましたが、会員の皆様のご協力のお蔭で、本年の事業実績は昨年比し請負で九十九%、派遣で百十九%にとどめることが出来ました。

会員の皆様には、本年もお元気でご活躍されますようご祈念いたしております。

## 秋のグラウンドゴルフ大会開催

待ちに待った会員互助会の行事グラウンドゴルフ大会が十一月一日に開催されました。皆さんの気持ちを通じ天候にも恵まれ楽しい時間を過ごせました。



## 結果

- 一位 前田 雅敬さん
- 二位 今井 攻さん
- 三位 下垣内修司さん



## 会員のつどい中止

収まりつつあるコロナウイルスですが、今年度も残念ながら「会員のつどい」を中止とさせていただきます。

次回開催できることを期待いたします。

会員のひろば

近況短信

私の趣味

都 竹 哲 也

いつの間にか傘寿を迎えてしまいました。最近、健康法として仲間たちとの山歩きもままならず休んでいます。

会社を退職以前に趣味で楽しんでいた、木版画を現在再び始めています。

気に入った風景をスケッチしたり、写真を撮ったりした物を版画にして、気の向くまま余暇を楽しんでいます。



こたつでミカンを食べることには理由があった!

◎ ミカンの効能(袋ごとスジを取らずに食べる)

- ・美容効果や風邪の予防 (ビタミンC)
  - ・疲労回復 (クエン酸)
  - ・美容やがん予防 (β-クリプトキサンチン)
  - ・毛細血管強化
  - ・血管上昇抑制
  - ・中性脂肪の分解
- (ヘスペリジン)

家族との楽しい団らんの時や、テレビを見ながらミカンを食べることは、どこでも見られる光景でしたが、核家族化・洋風化等であきらかに減っているようです。

ミカンの効能を見直すとともに、家族団らんの場も見直してみてもいかがですか。



我家のカボチャもマスクを付けてコロナ禍でもがんばりました

2022年版会員手帳

販売しております。



1冊 **300**円  
(代金引換)

残りわずかとなりました。  
※おつりのないようにお持ち下さい。



だるまさんが見ている  
玉田 信哉



西穂高岳遠望  
内木 真一



みのり  
寺林 達男



向日葵  
保木 新一



家族皆で初詣  
中嶋 富雄



雪 華  
楢本 洋子



中橋から陣屋を望む  
水口 武彦



二十四日市の花餅  
溝下 弘



雪の朝の散歩  
船渡 純子



冬の上高地  
和座 勝典

## 配分金に対する所得税の取り扱いについて

シルバー人材センターで得た配分金収入等に関する所得税の取り扱いは以下のとおりです。

1. 配分金収入は、所得税法上「雑所得」に区別されます。  
雑所得の金額は原則として雑所得の総収入金額から必要経費を控除した額です。  
したがって、配分金収入に係る必要経費の額は55万円以上ある場合、配分金収入から必要経費の全額を控除できます。
2. しかし、必要経費の額が55万円未満の場合は、55万円を上限として控除できます。  
(租税特別措置法 第27条の適用)
3. 公的年金を受給している会員は、配分金収入とは別に公的年金控除を行えます。
4. 給与収入がある会員は、最低55万円(ただし収入金額を上限とします)の給与所得控除が受けられます。  
その場合、配分金収入に係る控除額は、55万円から給与所得を控除した残額が限度額です。

※ 令和3年に配分金収入があった方には「配分金支払調書」を1月初旬に送付いたしました。

※ 派遣で就業した方は給与所得になります。

源泉徴収票を岐阜県シルバー人材センター連合会よりお送りいたします。

※ 配分金以外で収入のある方は、その他の控除等については税務署にお尋ねください。

### 編集後記

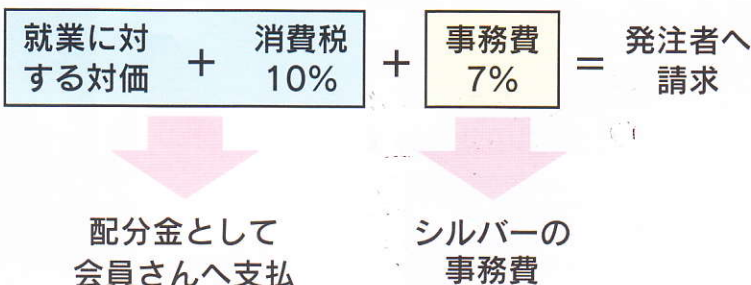
今回は、シルバー写真クラブ会員十名の力作ばかりを掲載させて頂きました。写真に興味がある方は一緒に撮りにかけてませんか。

広報委員

森 美智子  
白田 信男  
袁輪 幸子

## 消費税について

現在シルバーの会員さんは、「個人事業主」として取り扱われているため、皆さんにお支払いしている『配分金』には消費税が含まれています。(請負事業)



※今後の消費税の動向に注意してください。